

モニター割サービス利用規約

ソフトバンク株式会社

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「モニター割サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用条件等を定めるものです。
2. 本サービスの契約にあたり本規約に定めのない事項については、モニターが利用する当社インターネットサービスの各サービス規約（以下「BB サービス規約」といいます）に準じるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、または個別規定、特約等（以下、「個別規定」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法でモニターに通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、モニターは変更後の規約に従うものとします。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約をいいます。
2. 「当社会員」とは、当社インターネットサービスの会員をいいます。
3. 「申込者」とは、当社会員のうち本サービスの申込みを行った者をいいます。なお、当社が別に承認した場合に限り、当社会員と同一住所に居住する同居人（当社会員との血縁または親族関係の有無を問わず、以下「家族等」といいます。）も当社インターネットサービスの利用の有無にかかわらず申込者となることができるものとします。
4. 「モニター」とは、申込者のうち当社がその申込みを承諾し、当社との間に利用契約が成立した本サービスの契約者をいいます。
5. 「当社インターネットサービス」とは、当社の提供する SoftBank 光、SoftBank Air、Yahoo! BB 光 with フレッツおよび Yahoo! BB 光 フレッツコースをいいます。
6. 「本調査」とは第3条第2項各号に定める各種調査の総称をいいます。
7. 「テレビ視聴調査」とは、TV測定器を使用したモニターのテレビ番組（地上波、BS、CSを含む）の視聴行動の調査を言います。
8. 「スマートフォン利用調査」とは、専用アプリを利用した、モニターのスマートフォンによるインターネット利用情報およびアプリ利用情報の調査を言います。
9. 「タブレット利用調査」とは、専用アプリを利用した、モニターのタブレットによるインターネット利用情報およびアプリ利用情報の調査を言います。
10. 「PC利用調査」とは、専用アプリを利用した、モニターのPCによるインターネット利用情報の調査を言います。
11. 「アンケート調査」とは、当社が本サービスにおいてモニターに対して配信したアンケートをいいます。
12. 「本割引」とは、本調査参加の対価として提供される、当社会員であるモニターの契約する当社インターネットサービスの割引をいいます。
13. 「回答情報」とは、本サービスにおいてモニターがアンケート調査に回答した回答内容情報をいいます。
14. 「本サービス専用サイト」とは、当社が本サービスのために設置する専用の Web サイトをいいます。
15. 「TV 測定器」とは、「機器レンタル規約」に基づきモニターにレンタルするモニターの TV 視聴行動を測定する専用機器をいいます。

16. 「専用アプリ」とは、モニターの通信機器（スマートフォン、PC等）利用状況の本調査に用いる専用のアプリケーションをいい、それらを総称して「専用アプリ等」をいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、モニターが当社、当社の提携するアンケート等調査会社（以下「提携アンケート等調査会社」といいます。）および提携アンケート等調査会社に調査を委託した企業（以下「提携調査依頼会社」といいます）のための本調査に参加いただくことにより、その対価として本割引を受けることができるサービスです。
2. 本調査を含む、本サービスにてモニターに参加いただく調査は以下の通りです。
 - (1) 参加必須の調査
 - ① テレビ視聴調査
 - ② スマートフォン利用調査
 - (2) 任意参加の調査
 - ① タブレット利用調査
 - ② PC利用調査
 - ③ アンケート調査
3. モニターは、本調査に参加している期間中、本調査に継続的に協力するものとします。

第4条（契約の単位）

1. 当社は、一の当社インターネットサービス契約につき、一の本サービスを提供します。
2. 本サービスのモニターは、当社会員に限ります。ただし、当社が別に承認した場合に限り、当社会員の家族等も当社インターネットサービスの利用の有無にかかわらずモニターとなることができるものとします。

第5条（本サービスの提供条件）

1. 本サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。
2. 本サービスは、当社が別途定めた調査対象者数を限度として、特定の調査対象者から回答情報について収集することを目的としており、当社から本サービスの案内を受けた当社会員が申込みした場合において、次条に定める申込資格を満たしていても当社は当該申込みを承諾しない場合があります。

第6条（本サービスの申込み）

1. 本サービスの申込資格は以下の各号のとおりとします。
 - (1) 当社会員であること。
 - (2) 年齢が18歳以上69歳以下であること。
 - (3) 当社インターネットサービスの設置先住所が第5条1項に定める区域内であること。
 - (4) 本サービスの申込者または家族等が本サービスと同様のサービスを提供している企業などに関係する職業に従事していないこと、またはその他マスコミ関係者（広告会社、テレビ・ラジオ局、新聞・雑誌・出版社または調査会社を含み、これらに限らない）でないこと。
 - (5) 他社の機械式調査（テレビに機器を接続して行う調査およびスマートフォン、タブレット、PCに特定のアプリ等をインストールすることで、自動的にデータを送出する仕組みの調査をいいます）に参加中でないこと。
2. 申込者は本サービスを申し込むにあたり、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続に従って利用契約の申込みを行うものとします。
3. 申込者は、前項に定める申込みに際して申込者自身に関する情報を正確に登録するものとし、登録内容に不備があったことでモニターが不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。

4. 当社会員であるモニターが当社の承諾を得て当該当社会員の家族等をモニターとして本調査に参加させる場合、当該当社会員はモニターとなる家族等に対して本規約の内容を周知し、遵守させる義務を負うものとします。また、その場合本会員は、当社が本調査を通して取得した当該家族等の情報を本規約に定める目的で利用または第三者に提供することにつき、予め同意したものとみなします。

第7条（契約申込の承諾および最終同意）

1. 本サービスの契約は、前条に従い申込者が本サービスを申込み、当社が当該申込みを承諾した時に成立するものとします。なお、申し込みを承諾した場合、当社はその旨を当社所定の方法により申込者に通知します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が前条第1項各号に定めるいずれかの申込資格を満たさないとき
 - (2) 本サービスの申込者数が当社の規定する枠数に達したとき
 - (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難であると当社が判断したとき
 - (4) 申込者が申込みの際に虚偽の事項を申告したとき、または申込内容に誤記もしくは記載漏れがあったとき
 - (5) 申込者が申込み時に本サービスの提供に必要な情報を提供しなかったとき
 - (6) 申込者が実在しないときまたはそのおそれがあるとき
 - (7) 申込者が当社インターネットサービスの料金または当社が提供するその他サービスに関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (8) 申込者等が過去に不正使用などにより当社インターネットサービスその他当社サービスを解除または利用を停止されていることが判明したとき
 - (9) 申込者等がすでにモニターであるときまたは過去に本サービスを利用しているとき
 - (10) 理由を問わずその他申込者が参加必須の調査への参加が困難であると当社が判断したとき
 - (11) その他当社が申込者をモニターとすることを不相当と判断する合理的な事由があるとき
3. モニターは、当社に申告した情報に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の変更手続きを行うものとします。変更がなされなかったことにより生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
4. 第1項に基づく本サービスの成立の通知後、モニターは、本サービスに関連する規約および本調査により当社がモニターより取得する情報の取扱いについて、遅滞なく最終同意を行うものとします。

第8条（本調査の対価）

1. 当社は、本調査への参加の対価として本割引を提供するものとします。
2. 本割引は第3条2項で定める本調査に参加いただく事項に対して、以下の単位で提供するものとします。
 - (1) テレビ視聴調査
 - (2) スマートフォン利用調査
 - (3) タブレット利用調査またはPC利用調査
 - (4) アンケート調査
3. 本割引はモニター（当社会員の家族等であるモニターは含みません）の当社インターネットサービスの基本料より次項に定める割引額の合計額を割引く事により提供するものとします。なお、本割引額が対象月の当社インターネットサービスの基本料を上回る場合、超過分は繰り越しされないものとします。
4. 本割引の金額は、別途当社が書面にて定める金額とします。ただし、本調査のうちアンケート調査に対する対価の金額は、実施するアンケート調査の都度当社が別に定めるものとします。
5. 本割引はモニターの本調査への参加を当社が確認した月より開始するものとします。なお、当社は、モニターの以下の全ての行為を確認したことをもって、モニターによる本調査への参加があったものとみなします。

- (1)前条第4項に定める、モニターによる最終同意
- (2)モニターによるTV測定器のモニターのテレビへの接続および設定
- (3)モニターの所有するデジタル通信機器に対応する各専用アプリのインストールおよび起動
6. 本割引のうち、本条第2項(3)または(4)に定める調査への参加の対価である割引は、モニターが本条第2項(1)および(2)の調査へ参加していることを当社が確認したことを条件として、当該参加を確認した月より開始するものとします。
7. 本割引開始後、モニターからの申込みによりTV測定器を追加する場合、当該TV測定器の設置および接続を当社が確認した月より割引を追加するものとします。なお、TV測定器の追加は最大3台までとします。また、TV測定器の登録解除の申込みがあった場合、当該申込みを当社が受領した月の末日で本割引は終了するものとします。
8. 本サービスの契約解除の申し出があった場合、当該申し出を当社が受領した月の末日で本割引を終了するものとします。
9. 本割引開始後、一定期間モニターの本調査への参加が確認出来ない場合、当社は本割引を停止します。当社は、モニターが一定期間TV接続機器の接続または設定を解除するか、もしくは専用アプリ等をアンインストール後一定期間経過したことをもって、本調査への参加が得られないことを確認するものとします。
10. モニターが第10条に定める禁止事項に抵触する恐れがあるまたは抵触したと認められる場合、当社は本割引を停止または過去に割引を行った当社インターネットサービス利用料の割引部分の支払いを求めることができるものとします。

第9条 (モニター情報の取扱い)

1. 当社は、本調査により取得するモニター情報(次項に定義します)を「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. モニター情報には、以下に記載の情報を含みます。
 - (1) 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、職業、勤務先、メールアドレス等お申込者または契約者より取得する個人情報
 - (2) 本人確認書類等に記載されている個人情報
 - (3) サービス名称、商品名称、申込数量、申込日等、お申し込み内容に関する情報
 - (4) 回線番号等、ご契約に関して弊社が付与する情報、および製造番号等の通信機器に関する情報
 - (5) ご意見、お問い合わせの内容と履歴
 - (6) アンケート調査の回答情報
 - (7) テレビの視聴履歴(テレビの音声情報、視聴日時、TV測定器固有のID等)
 - (8) インターネット利用状況(閲覧したWebサイト、検索キーワード、広告の閲覧・クリック数に関する履歴、閲覧時間、閲覧方法(ブラウザの種別)、閲覧時に利用している端末の利用環境(接続環境、キャリア情報)、等)
 - (9) アプリ利用状況(アプリ動作ログ(アプリ起動回数、アプリ起動日時)、等)
 - (10) スマートフォンの位置情報
 - (11) その他スマートフォンに関する情報(cookie情報、IPアドレス、端末の固体識別番号、インストールされているアプリ名、アプリのバージョン、インストール日時、機種情報(型番)、OSのバージョン、広告識別子(ADID, IDFA)等)
3. 当社は、第1項のほか、以下の目的の遂行に必要な範囲において、お客さまのモニター情報を取り扱うこととします。
 - (1) テレビ番組、コマーシャルに関するマーケティングリサーチ
 - (2) モニターに有益な商品・サービスに関する情報提供
 - (3) 新商品開発のための市場調査、サービスの品質改善
 - (4) 本サービスの実施

- (5) 個人を特定ができないよう加工のうえ、当社の提携するアンケート等調査会社および調査依頼会社、ならびに提携広告配信会社等（以下、総称して「提供先」といいます。）への提供。なお、提供先は、モニター情報をプライバシーに関する法令やプライバシーポリシーにしたがって適切に取り扱い、提供先から第三者に提供する場合も、個人を特定ができない状態で提供する会社に限定します。
4. モニター情報の取扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第10条（禁止事項）

1. モニターは、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社または他の第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社または他の第三者の財産等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社または他の第三者のメール受信を妨害する行為、その他当社または他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
 - (4) 当社または他の第三者を誹謗または中傷等する行為、公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の第三者に提供する行為
 - (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
 - (7) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により第三者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為
 - (8) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。各種 ID およびパスワードを不正に使用する行為
 - (9) 当社または他の第三者の設備等に無権限でアクセスする行為
 - (10) 未成年者を害するような行為
 - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) 反社会的勢力と何らかの関与を持つ行為
 - (13) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）が見られるサイトおよびデータ等へリンクを張る行為
 - (14) 本サービスによって知り得た一切の情報およびデータ（TV 測定器、専用アプリ等、アンケート調査の内容、アンケート調査に含まれる文章、画像、動画等の一切を含みます。）を、第三者に開示または漏えいする行為、また、本サービスにおける調査参加以外の目的に使用する行為
 - (15) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為
 - (16) その他、当社が合理的な理由に基づいて、モニターとして不適切または不相当と認める行為
2. モニターは、前項に該当もしくは該当するおそれがあると当社が判断した場合、当社からの本サービスの利用状況の確認に応じるものとします。

第11条（権利の帰属）

1. 当社がモニターに対して配信する全ての情報に関する著作権その他一切の権利は、当社に帰属します。当社は、モニターに対しかかる権利についていかなる権利を付与・許諾するものではありません。モニターは、当社の許可なくこれらの情報を利用してはならないものとします。
2. 本サービスを通じてモニターから取得した情報およびそれらを加工等した著作物等に関する全ての著作権その他一切の権利は当社に帰属するものとし、当社は、それらを自由に処分、加工、修正および編集等できるものとします。なお、モニターは、当該著作物に係る著作権者人格権を当社および提携アンケート等調査会社または第三者に対して行使しないものとします。

第12条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、およびモニターが本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき保証するものではありません。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生したモニターの損害について、当社は本規約にて明示的に定める場合または当社の故意もしくは重過失に起因する場合を除き責任を負いません。

第13条（損害賠償）

1. モニターが、本サービスの利用に関して、モニターの責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、モニターは当社が被った損害を賠償するものとします。
2. モニターが本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、モニターは、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の第三者から責任を追求された場合は、モニターはその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第14条（モニターによる解約）

モニターは、本契約を解約しようとするときは、当社所定の手続きに従い解約の申し出を行うものとし、当該申し出が当社に到達した日の属する月の末日をもって本サービスの利用契約が解約されるものとします。

第15条（当社による解除）

1. 当社は、モニターが以下の各号の一に該当する場合には、当社の定める方法で通知することにより、本契約を解除できるものとします。
 - (1) 本サービスの利用契約成立後、一定期間内に本調査への参加が確認できない場合
 - (2) 本割引停止後も本調査への協力が一定期間確認出来ない場合
 - (3) 本規約に违背する行為が認められ、当社からの相当期間を定めた催告にもかかわらず期間内に是正されなかった場合
 - (4) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすことが判明した場合
 - (6) 当社インターネットサービス契約を解約した場合、または当社より当該当社インターネットサービス契約の解除がなされた場合
 - (7) 第6条1項で規定する申込資格を満たさなくなった場合
 - (8) その他モニターとして不適切、不相当と合理的に認められる行為があった場合
2. 本契約の終了または解除後も、本規約第9条乃至13条、第15条乃至23条の規定は、なお当該契約が終了したモニターとの間において有効に存続するものとします。

第16条（本サービスの変更、追加または廃止）

1. 当社は、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加、終了または廃止することができるものとします。この場合、第1条第4項の規定を準用するものとします。
2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、当社に故意または重過失がある場合を除き、何ら責任を負うものではありません。

第17条（通知・連絡等）

1. 当社は、モニターへの通知・連絡等を書面、SMS・電子メールの送付、または本サービス専用サイトへの掲載にて行うことがあります。
2. モニターは、随時、本サービス専用サイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。

3. 本規約に基づいて当社がモニターに対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を本サービス専用サイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. モニターが本サービス専用サイトを確認したか否かに関わらず、当社が本サービス専用サイトに通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全てのモニターに対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第18条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第19条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、モニターは、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第20条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項についてはその定めるところによります。

第21条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第22条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第23条（管轄裁判所）

モニターと当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2020年1月28日制定実施)

(2022年4月1日制定実施)